

義務教育
学校って
なに？

第2回 小学校・中学校と義務教育学校の違い

第2回では、これまでの小学校・中学校と義務教育学校でどのような違いがあるか説明します。

余裕のある学校生活の実現

これまでの小学校・中学校では、それぞれの授業の指導方針や学習方法、教員の関わり方などに違いがあり、これらに子どもたちが戸惑う様子も見られました。

一方、義務教育学校では、発達段階を踏まえて、授業の指導方針や学習方法、教員の関わり方などを9年間一貫したものとすることができます。そのため、学校生活にも余裕が生まれ、学習面や生活面で効果を発揮することが期待できます。

このように9年間一貫した指導方針の下、余裕のある学校生活を送ることで、学力を定着させつつ、人間関係を安定させ、学習活動の充実を図っていきたくと考えています。

4-3-2制の導入などによる柔軟な学習指導

これまでの小学校6年間、中学校3年間といった「6-3制」の区切りの場合、定期テストや部活動が中学校で急に始まるため、子どもたちの負担も大きくなります。

一方、義務教育学校は1つの学校であるため、「6-3制」だけでなく「4-3-2制」などを導入することもできます。例えば、「4-3-2制」の場合、中学校から始まる定期テストを5年生から少しずつ前倒しする、希望者は部活動に参加するなど、スモールステップで上級学年に進んでいくこともできます。

併せて、中学校の専科免許を有する教員が小学校段階の理科や音楽などの授業に参加する指導や、小学校の免許を有する教員が中学校段階の総合的な学習の時間に参加して、成長した子どもたちと関わることもできます。こうした方法を「乗り入れ指導」といいますが、義務教育学校という1つの学校の中で柔軟に調整することができます。

義務教育学校を設置していくに当たって

「乗り入れ指導」のみならず、日常的に小学校と中学校の教員が一体となり、子どもたちの学習状況や生活の様子を共有し、丁寧な指導を行っていくことが大切です。

本市では、こうした魅力ある義務教育学校を設置し、より良い学校教育の充実に向けて取り組んでいきます。

▶問い合わせ 教育総務課学籍・学校再編担当(内線 5307)



各種相談 (3月15日～4月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	3月25日(火) 4月10日(休)	予約は3月3日(月)から 予約は3月17日(月)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	3月17日(月)	午後1時30分～3時30分		
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)	
結婚相談	コミュニティ センターみずしろ	4月13日(日)	午前10時～正午	行田結婚支援センター ☎090-3131-8356	
不動産	庁舎西側車庫上 北会議室	3月19日(火)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅 地建物取引業協会北埼 支部 ☎562-5900	
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月9日(火)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104	
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301	
人権	忍・行田公民館	4月9日(火)	午後1時30分～3時30分	人権・男女共同参画 推進課(内線221)	
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411	
夜間の納付相談	市役所	毎週水曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)	
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月18日(火)、4月8日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131	

一部の相談についてはメールでの問い合わせもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



住宅用火災警報器設置に関する
アンケートにご協力ください

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、アンケート調査を実施します。任意抽出した一部の家庭を消防職員が訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時に必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入ってから確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

令和7年度行田市奨学生の
募集期間が変わります

市では、教育の機会の均等を図り、社会に有為な人材を育成することを目的に、経済的な理由により修学が困難な方に対し、学資金の一部を奨学資金として支給しています。

これまで募集期間を4月1日～25日ごろとしてきましたが、令和7年度から申込期間を6月に変更します。具体的な期間については市報5月号または市ホームページでお知らせします。

▶問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556-8311

納期のお知らせ(3月分)

- 納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)
 国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・9期
 介護保険料・・・・・・・・・・・・・9期
 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・・・・9期

納期限 3月31日(月)

- 市税などの納付には、「安心！ 確実！ 便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530

さしあげます

▷健康器具(開脚マシン) ▷猫用ケージ ▷ベビー用敷布団 ▷木製棚(2段) ▷洋服ダンス ▷冷蔵庫(小型) ▷ランドセル ▷イノシシの剥製 ▷鹿の剥製 ▷会議用長テーブル ▷スチール棚 ▷盆栽鉢 ▷乗馬マシン

ゆずってください

▷オープンレンジ ▷血圧計 ▷自転車(24インチ) ▷自転車(大人用) ▷シルバーカー ▷テレビ ▷電気ケトル ▷ノートパソコン(XP版) ▷パーベル ▷ミシン ▷ランニングマシン ▷アイロン ▷電動シニアカー ▷ポールハンガー ▷和服用ボディ

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。

不用品情報(無料)

春の火災予防運動を実施します

3月1日(土)～7日(金)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

2024年度全国統一防火標語
「守りたい 未来があるから 火の用心」

住宅防火 いのちを守る10のポイント

- 4つの習慣
- ・寝たばこは、絶対にしない、させない。
 - ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
 - ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
 - ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置していない場合は必ず設置してください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121